

改正貸金業法完全施行に対応する

お金が借りられない…

借金

ローン

相談講座

本年6月18日の改正貸金業法完全施行により、借り手に対する「総量規制」が導入され、年収の3分の1を超える借入れができなくなりました。消費者金融などを利用する人のうち半数がこの対象になり、即生活困難が押し寄せます。逆に、この機会に適切に相談することで、生活再建の始まりにもなるのです。

この講座では、改正貸金業法完全施行の内容と、それに対応する借金・ローンの相談を受けるためのノウハウを学びます。相談員や担当者、興味がおありの方、ぜひ一緒に学びましょう。



7月23日(金)

ヒューマン・ライツ・センター

HRCビル第1研修室

13:30~16:30

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37
JR・地下鉄「弁天町」駅下車 北西600m

時間	内容	講師
13:30 ~ 14:10	改正貸金業法完全施行の内容 「上限金利の引き下げ」「総量規制」などの法改正の内容と、それに伴う問題や課題について学びます。	楠本成樹さん (大阪府貸金業対策課課長補佐)
14:10 ~ 15:40	多重債務に関する相談の実際 法改正を受けて、債務整理のための法的手段や実際の相談事例の解説などから、生活再建に向けた相談の実際を学びます。	徳武聡子さん (司法書士、大阪クレジット・サラ金被害者の会事務局)
15:50 ~ 16:20	総合的な生活相談の役割と課題 債務の相談から、債務整理のための連携、家計や生活の相談、就労支援へのつなぎなど、生活再建をめざす相談の役割を学びます。	北場好信さん (財団法人大阪府人権協会人権支援部長)

定員

50名

参加・資料代

2,000円

(テキスト『多重債務問題改善プログラム完全実施Q&A』含む)

申込方法

裏面に必要事項をご記入の上、ファックスかEメールでお申込みください。

主催
申込

大阪府人権福祉施設連絡協議会
財団法人大阪府人権協会

人権に関する相談と支援、人権啓発を通じて、差別のない人権尊重社会をめざしています。

TEL. 06-6581-8613 FAX. 06-6581-8614 E-mail: info@jinken-osaka.jp

会場案内



..... キリトリ

FAX. 06-6581-8614

E-mail : info@jinken-osaka.jp

【借金・ローン相談講座 受講申込書】

申込み：2010年 月 日

(ふりがな) お名前	
ご連絡先	〒 TEL. FAX. E-mail :
受講の動機	(講座に期待すること、講座でききたいこと等)
備考	(受講に関する要望等)

申し込みの際の個人情報は、この講座の運営のみに使用します。